

こんな場合にはお手続きが必要です。

受給者証の記載事項に変更があった場合は、30日以内に手続きが必要です。
また、受給者証の紛失・返納も手続きが必要です。

〈郵送による申請も受け付けております〉

ぜひ郵送申請をご利用ください。

※申請内容により必要書類が異なることがありますので、ご不明な点がある場合には、送付前に保健所へご連絡ください。

事由		申請書 様式(注1)	主な必要書類
1	指定難病が追加された・変わった	5号	・現在お持ちの受給者証のコピー ・臨床調査個人票 ・返信用封筒(注2)
2	人工呼吸器・体外式補助人工心臓を装着した	5号	・現在お持ちの受給者証のコピー ・臨床調査個人票 ・返信用封筒(注2)
3	支給認定基準世帯員のうち、指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者証の交付を受けている者が追加された・削除された	5号	・現在お持ちの受給者証のコピー ・追加・削除をする者の指定難病または小児慢性特定疾病の受給者のコピー ・返信用封筒(注2)
4	新たに「高額かつ長期」の認定を受けたい	5号	・現在お持ちの受給者証のコピー ・指定難病特定医療費自己負担上限額管理手帳のコピー ・返信用封筒(注2)
5	受診する病院・診療所・薬局・訪問看護等が変わった	5号	・現在お持ちの受給者証のコピー ・返信用封筒(注2)
6	患者及び保護者の住所・氏名が変わった	7号	・現在お持ちの受給者証のコピー ・患者及び保護者の変更後の住所・氏名が分かるもののコピー (住民票や運転免許証など) ・返信用封筒(注2)

7	加入している公的医療保険が変わった ※自己負担上限額が変更になる場合があります。	7号	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの受給者証のコピー ・新たな公的医療保険の被保険者証のコピー ・返信用封筒(注2) ・世帯状況調書(注3) ・市町村民税(非)課税証明書(注4)
---	---	----	--

患者さんの加入している公的医療保険の種別によって、書類を提出いただく対象が異なります。

保 険 種 別		書類を提出していただく対象者
国民健康保険, 国民健康保険組合		同じ国民健康保険, 国民健康保険組合に加入している方全員分
後期高齢者医療制度		同じ住民票上で, 後期高齢に加入している方全員分
被用者保険 (協会けんぽ, 企業の健康保険組合, 共済組合, 船員保険など)	患者さんが被保険者(健康保険証の本人)の場合	患者さん本人分のみ
	患者さんが被保険者以外(健康保険証の被扶養者(家族)の場合)	被保険者及び患者さん本人分

8	支給認定世帯員(患者と同じ医療保険に加入するもの)が変わった	7号	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの受給者証のコピー ・公的医療保険の被保険者証のコピー ・市町村民税(非)課税証明書 ・世帯状況調書(注3)
9	受給者証を返納したい(茨城県以外に転出する, 死亡した等)	9号	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの受給者証 ・上限額管理手帳
10	受給者証を紛失したため, 再発行してほしい	10号	<ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒(注2)

注1 各申請書様式については, 保健所の窓口で受領するか県のホームページからダウンロードしてください。

7号⇒指定難病特定医療費受給者証等記載事項変更届(様式第7号)

5号⇒指定難病特定医療費変更申請書(様式第5号)

9号⇒指定難病特定医療費受給者証返納届出書(様式第9号)

10号⇒指定難病特定医療費受給者証再交付申請書(様式第10号)

注2 郵送での返送をご希望される方が対象です。長3形(23.5×12cm)に94円分の切手を貼り, 郵送先の郵便番号, 住所, 氏名を記載してください。

注3 世帯状況調書の様式については, 保健所の窓口で受領するか県のホームページからダウンロードしてください。

注4 保健所にマイナンバーの提出がある方は必要ありませんが, 被用者保険(社会保険)の被保険者が非課税の場合と, 国民健康保険組合の加入者は必要です。